

地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）について

地方税法に定められた特例措置の一部に、法律の定める範囲内で地方自治体が特例割合を条例で定めることができる仕組み「地域決定型地方税制措置（通称：わがまち特例）」があります。

笠間市においては、次の表のとおり特例を定めています。

わがまち特例種類一覧

	対象資産	根拠法令 ・条項	取得時期	特例 割合	適用 期間	対象となる資産例
1	汚水又は廃液処理施設 (償却資産)	・法附則第15条 第2項第1号 ・笠間市市税条例 附則第10条の2	H26.4.1 ～ H30.3.31	1/3	なし	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、 汚泥分離装置、ろ過装置等
2	大気汚染防止装置の 指定物質抑制装置 (償却資産)	・法附則第15条 第2項第2号 ・笠間市市税条例 附則第10条の2	H26.4.1 ～ H30.3.31	1/2	なし	テトラクロロエチレン溶剤を使用す るドライクリーニング機に係る活性 炭吸着装置
3	土壌汚染対策法の特定 有害物質排出抑制施設 (償却資産)	・法附則第15条 第2項第3号 ・笠間市市税条例 附則第10条の2	H26.4.1 ～ H30.3.31	1/2	なし	フッ素系溶剤を使用するドライクリ ーニング機に係る活性炭吸着回収装 置
4	下水道除害施設 (償却資産)	・法附則第15条 第2項第7号 ・笠間市市税条例 附則第10条の2	H24.4.1 ～ H30.3.31	3/4	なし	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、 汚泥処理装置、ろ過装置等
5	太陽光発電設備 (償却資産)	・法附則第15条 第32項第1号イ ・笠間市市税条例 附則第10条の2	H28.4.1 ～ H30.3.31	2/3	3年度	再生可能エネルギー事業者支援事業 費に係る補助を受けて取得した自家 消費型発電設備 ※固定価格買取制度の対象となるも のは対象外
6	風力発電設備 (償却資産)	・法附則第15条 第32項第1号ロ ・笠間市市税条例 附則第10条の2	H28.4.1 ～ H30.3.31	2/3	3年度	電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法第 6条第1項の認定を受け取得した風 力発電設備
7	水力発電設備 (償却資産)	・法附則第15条 第32項第2号イ ・笠間市市税条例 附則第10条の2	H28.4.1 ～ H30.3.31	1/2	3年度	電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法第 6条第1項の認定を受け取得した水 力発電設備
8	地熱発電設備 (償却資産)	・法附則第15条 第32項第2号ロ ・笠間市市税条例 附則第10条の2	H28.4.1 ～ H30.3.31	1/2	3年度	電気事業者による再生可能エネルギ ー電気の調達に関する特別措置法第 6条第1項の認定を受け取得した地 熱発電設備

9	バイオマス発電設備 (償却資産)	・法附則第15条 第32項第2号ハ ・笠間市市税条例 附則第10条の2	H28.4.1 ～ H30.3.31	1/2	3年度	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の認定を受け取得したバイオマス発電設備
10	浸水防止用設備 (償却資産)	・法附則第15条 第37項 ・笠間市市税条例 附則第10条の2	H29.4.1 ～ H32.3.31	2/3	5年度	防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機 ※水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が取得した浸水防止用の設備
11	企業主導型保育事業により取得した施設等 (家屋・償却資産)	・法附則第15条 第44項 ・笠間市市税条例 附則第10条の2	H29.4.1 ～ H31.3.31	1/2	5年度	保育事業施設 ※子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業者が、当該事業の用に供するために設置したもの
12	緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地 (土地)	・法附則第15条 第45項 ・笠間市市税条例 附則第10条の2	H29.4.1 ～ H31.3.31	2/3	3年度	市民公開緑地 ※都市緑地法に規定する緑地管理機構が所有し又は無償で借り受けて設置・管理するもの
13	サービス付き高齢者向け賃貸住宅 (家屋)	・法附則第15条の 8第4項 ・笠間市市税条例 附則第10条の2	H27.4.1 ～ H31.3.31	2/3	5年度	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者住宅である賃貸住宅
14	家庭的保育事業の用に供する資産 (家屋・償却資産)	・法第349条の3 第28項 ・笠間市市税条例 第61条の2	H29.4.1 ～	1/2	なし	児童福祉法に規定する家庭的保育事業の認可を受けた者が、直接事業の用に供するもの
15	居宅訪問型保育事業の用に供する資産 (家屋・償却資産)	・法第349条の3 第29項 ・笠間市市税条例 第61条の2	H29.4.1 ～	1/2	なし	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供するもの
16	事業所内保育事業の用に供する資産 (家屋・償却資産)	・法第349条の3 第30項 ・笠間市市税条例 第61条の2	H29.4.1 ～	1/2	なし	児童福祉法に規定する事業所内保育事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の認可を得た者が直接当該事業の用に供するもの